

太田市家庭婦人スポーツ団体連絡協議会運営事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広く家庭婦人の社会参加の機会を作り、家庭婦人の健康増進及び健全な家庭生活の促進を図るため、太田市家庭婦人スポーツ団体連絡協議会（以下「協議会」という。）に対し、その運営事業（以下「補助対象事業」という。）に要する経費の一部について、太田市家庭婦人スポーツ団体連絡協議会運営事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、会議費、事業費、事務費、報償費等とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の総額の2分の1以内を基準とし、予算の範囲内とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた協議会は、補助対象事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(補助金の返還)

第5条 市長は、協議会に対し、補助金の交付を受けた年度における収入支出決算において、著しく繰越金を生じたときは、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた協議会については、第4条及び第5条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。